

官報

号外 昭和六十年十一月二十一日

○第百三回 衆議院會議録 第六号

昭和六十年十一月二十一日(木曜日)

議事日程 第六号

昭和六十年十一月二十一日

午後一時開議

第一 一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の社債発行限度に関する特例法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

原子力委員会委員任命につき同意を求めるの件
公害健康被害補償不服審査会委員任命につき同意を求めるの件
社会保険審査会委員任命につき同意を求めるの件

運輸審議会委員任命につき同意を求めるの件
電波監理審議会委員任命につき同意を求めるの件

日本放送協会経営委員会委員任命につき同意を求めるの件
地方財政審議会委員任命につき同意を求めるの件

日程第一 一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の社債発行限度に関する特例法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後一時四分開議

○議長(坂田道太君) これより會議を開きます。

原子力委員会委員任命につき同意を求めるの件

公害健康被害補償不服審査会委員任命につき同意を求めるの件

社会保険審査会委員任命につき同意を求めるの件

運輸審議会委員任命につき同意を求めるの件
電波監理審議会委員任命につき同意を求めるの件

日本放送協会経営委員会委員任命につき同意を求めるの件

地方財政審議会委員任命につき同意を求めるの件

○議長(坂田道太君) お諮りいたします。

内閣から、

原子力委員会委員に向坊隆君を、

公害健康被害補償不服審査会委員に中島二郎君及び山本秀夫君を、

社会保険審査会委員に月橋得郎君を、

運輸審議会委員に隅健三君を、

電波監理審議会委員に生田正輝君及び田淵節也君を、

日本放送協会経営委員会委員に富谷晴一君を、

地方財政審議会委員に胡子英幸君、武田隆夫君、知野虎雄君、松島五郎君及び山本成美君を

任命したので、それぞれ本院の同意を得たいとの申し出があります。

まず、原子力委員会委員、公害健康被害補償不服審査会委員、運輸審議会委員、電波監理審議会委員及び地方財政審議会委員の任命について、申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、いずれも同意を与えるに決しました。

次に、社会保険審査会委員及び日本放送協会経営委員会委員の任命について、申し出のとおり同意を与えるに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。よって、いずれも同意を与えるに決しました。

日程第一 一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の社債発行限度に関する特例法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(坂田道太君) 日程第一、一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の社債発行限度に関する特例法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。商工委員長粕谷茂君。

一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の社債発行限度に関する特例法の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔粕谷茂君登壇〕

○粕谷茂君 ただいま議題となりました一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の社債発行限度に関する特例法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果を

御報告申し上げます。

御承知のとおり、電力需要は、国民の生活水準の向上等に伴い、今後とも着実に伸びることが想定されておりますが、電気事業は、これに対応し、安定供給を確保するため、引き続き電源開発等に巨額な設備投資を行うことが必要であり、電気事業の設備投資は、民間設備投資の中でも大きな地位を占めるものであり、去る十月の内需拡大に関する対策においても、追加投資の要請が行われているところであります。

本案は、このような電気事業の設備投資について、その資金調達を円滑化を図ろうとするものでありまして、その主な内容は、

第一に、法律の題名を「一般電気事業会社の社債発行限度に関する特例法」に改めること、

第二に、本年度末で失効する法律の有効期限を延長し、「当分の間」とするとともに、一般電気事業会社の社債発行限度を現行の四倍から六倍に引き上げること、

第三に、一般ガス事業会社の社債発行限度に関する特例を廃止すること

等であり、

本案は、去る十一月六日当委員会に付託され、同月十三日村田通商産業大臣から提案理由の説明を聴取し、慎重に審査を行い、同月十五日質疑を終了し、採決の結果、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(坂田道太君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

昭和六十年十一月二十一日 衆議院会議録第六号

○議長(坂田道太君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時九分散会

出席國務大臣

- 厚生大臣 増岡 博之君
- 通商産業大臣 村田敬次郎君
- 運輸大臣 山下 徳夫君
- 郵政大臣 左藤 恵君
- 自治大臣 古屋 亨君
- 國務大臣 石本 茂君
- 國務大臣 竹内 黎一君

○朗読を省略した議長長の報告

(通知書受領)
一、去る十五日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
住宅金融公庫法及び北海道防家住宅建設等促進法の一部を改正する法律

(報告書受領)
一、去る十九日、内閣から次の報告書を受領した。
昭和六十年度第一・四半期における予算使用の状況

(要求書受領)
一、今二十一日、内閣から、原子力委員会委員に向坊隆君を任命したので、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第五条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今二十一日、内閣から、公害健康被害補償不服審査委員会に中島二郎君及び山本秀夫君を任命したので、公害健康被害補償法第百十三条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。
一、今二十一日、内閣から、社会保険審査委員会

朗読を省略した議長長の報告

に月橋得郎君を任命したので、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今二十一日、内閣から、運輸審議会委員に隅健三君を任命したので、運輸省設置法第九條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今二十一日、内閣から、電波監理審議会委員に生田正輝君及び田淵節也君を任命したので、電波法第九十九條の三第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今二十一日、内閣から、日本放送協会経営委員会委員に富谷晴一君を任命したので、放送法第十六條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今二十一日、内閣から、地方財政審議会委員に胡子英幸君、武田隆夫君、知野虎雄君、松島五郎君及び山本成美君を任命したので、自治省設置法第七條第二項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

(政府委員退任)
一、去る十九日、中曾根内閣総理大臣から坂田議長あて、第百三回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

異動前の官職名	氏名	異動後の官職名	異動年月日
内閣法制局長	前田 正道	同	
内閣法制局長	関 守	同	
内閣法制局長	工藤 敦夫	同	
内閣法制局長	大森 政輔	同	
内閣法制局長	昭彦・二・二九	同	

大蔵省国際金融局長事務代理

橋本 貞夫 (解職) 昭彦・二・二六
(政府委員承認)
一、去る十九日、坂田議長は、中曾根内閣総理大臣申し出の次の者を、第百三回国会政府委員に任命することを承認した。

内閣法制局第一部長 工藤 敦夫
内閣法制局第二部長 大森 政輔
内閣法制局第四部長 関 守
大蔵省国際金融局長 行天 豊雄

(政府委員任命)
一、去る十九日、中曾根内閣総理大臣から坂田議長あて、十九日議長において承認した工藤敦夫外三名を、同日第百三回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(常任委員辞任及び補欠選任)
一、去る十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員
上原 康助君 補欠 松浦 利尚君
松浦 利尚君 補欠 上原 康助君

地方行政委員
伊吹 文明君 補欠 山岡 謙蔵君
山岡 謙蔵君 補欠 伊吹 文明君

社会労働委員
橋本 文彦君 補欠 坂口 力君
森本 晃司君 補欠 福岡 康夫君
坂口 力君 補欠 森本 晃司君
福岡 康夫君 補欠 森本 晃司君

商工委員
福岡 康夫君 補欠 森本 晃司君
森本 晃司君 補欠 福岡 康夫君

予算委員

松浦 利尚君 補欠 上原 康助君
上原 康助君 補欠 松浦 利尚君

二階 俊博君 補欠 田中 直紀君
町村 信孝君 補欠 加藤 卓二君
江田 五月君 補欠 菅 直人君
加藤 卓二君 補欠 町村 信孝君
田中 直紀君 補欠 二階 俊博君
菅 直人君 補欠 江田 五月君

社会労働委員
菅 直人君 補欠 江田 五月君
江田 五月君 補欠 菅 直人君

商工委員
尾身 幸次君 補欠 中川 昭一君
梶山 静六君 補欠 村岡 兼造君
野上 徹君 補欠 太田 誠一君
松野 幸泰君 補欠 田名部匡省君
渡辺 嘉蔵君 補欠 元信 堯君
青山 丘君 補欠 伊藤 英成君
太田 誠一君 補欠 野上 徹君
田名部匡省君 補欠 松野 幸泰君
中川 昭一君 補欠 尾身 幸次君
村岡 兼造君 補欠 梶山 静六君
元信 堯君 補欠 渡辺 嘉蔵君
伊藤 英成君 補欠 青山 丘君

建設委員
池田 行彦君 補欠 梶山 静六君
榎本 和乎君 補欠 松野 幸泰君
清水 勇君 補欠 渡辺 嘉蔵君
伊藤 英成君 補欠 青山 丘君

文教委員
菅 直人君 補欠 江田 五月君
江田 五月君 補欠 菅 直人君

梶山 静六君 池田 行彦君
 松野 幸榮君 榎本 和平君
 渡辺 嘉蔵君 清水 勇君
 青山 丘君 伊藤 英成君

一、去る十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

通信委員
 田村 元君 補欠 江藤 隆美君

環境委員
 江藤 隆美君 補欠 田村 元君

一、去る十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員
 石原健太郎君 補欠 伊藤 公介君
 伊藤 公介君 補欠 石原健太郎君

外務委員
 石川 要三君 補欠 大石 千八君
 鍵田忠三郎君 補欠 稲葉 修君
 西山敬次郎君 補欠 田川 誠一君
 町村 信孝君 補欠 渡辺 栄一君
 山下 元利君 補欠 石原健太郎君
 石原健太郎君 補欠 山下 元利君
 稲葉 修君 補欠 鍵田忠三郎君
 大石 千八君 補欠 石川 要三君
 田川 誠一君 補欠 西山敬次郎君
 渡辺 栄一君 補欠 町村 信孝君

大蔵委員
 野口 幸一君 補欠 大原 亨君
 大原 亨君 補欠 野口 幸一君

文教委員
 稲葉 修君 補欠 田名部匡省君
 榎本 和平君 補欠 島村 宜伸君

田川 誠一君 伊藤 公介君
 二階 俊博君 田中 秀征君
 渡辺 栄一君 瓦 力君
 伊藤 公介君 田川 誠一君
 瓦 力君 渡辺 栄一君
 島村 宜伸君 榎本 和平君
 田名部匡省君 稲葉 修君
 田中 秀征君 二階 俊博君

農林水産委員
 大石 千八君 補欠 自見庄三郎君
 自見庄三郎君 補欠 大石 千八君

科学技術委員
 小澤 克介君 補欠 野口 幸一君
 野口 幸一君 補欠 小澤 克介君

社会労働委員
 小沢 和秋君 補欠 工藤 晃君
 工藤 晃君 補欠 小沢 和秋君
 小沢 和秋君 補欠 工藤 晃君

商工委員
 工藤 晃君 補欠 小沢 和秋君
 小沢 和秋君 補欠 工藤 晃君

特別委員辞任及び補欠選任
 一、昨二十日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
 沖繩及び北方問題に関する特別委員
 瀨長亀次郎君 補欠 山原健二郎君
 山原健二郎君 補欠 瀨長亀次郎君

(議案送付)
 一、去る十四日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
 日本体育・学校健康センター法案(第百二回国会内閣提出、本院継続審査)
 (議案通知書受領)
 一、去る十五日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
 住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案
 (調査要求承認)
 一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十四日いずれもこれを承認した。

国政調査承認要求書
 一、調査する事項
 一、行政機構並びにその運営に関する事項
 二、恩給及び法制一般に関する事項
 三、公務員の制度及び給与に関する事項
 四、栄典に関する事項

二、調査の目的
 国の行政の改善を図り、公務員の制度及び給与の適正を期する等のため

三、調査の方法
 小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間
 本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

昭和六十年十一月十四日
 衆議院議長 坂田 道太殿
 内閣委員長 中島源太郎

国政調査承認要求書
 一、調査する事項
 一、陸運に関する事項
 二、海運に関する事項
 三、航空に関する事項
 四、日本国有鉄道の経営に関する事項
 五、港湾に関する事項
 六、海上保安に関する事項
 七、観光に関する事項
 八、気象に関する事項

二、調査の目的
 右各事項の实情並びに行政を調査し、その合理化及び振興に関する対策を樹立するため

三、調査の方法
 小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間
 本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

昭和六十年十一月十四日
 衆議院議長 坂田 道太殿
 社会労働委員長 戸井田三郎

国政調査承認要求書
 一、調査する事項
 一、厚生関係の基本施策に関する事項
 二、労働関係の基本施策に関する事項

二、調査の目的
 一、調査する事項
 一、調査する事項
 二、調査の目的
 一、調査する事項
 二、調査の目的
 一、調査する事項
 二、調査の目的

昭和六十年十一月二十一日 衆議院会議録第六号 朗読を省略した議長の報告

昭和六十年十一月二十一日 衆議院会議録第六号

昭和六十年十一月十四日

衆議院議長 坂田 道太殿
運輸委員長 三ツ林弥太郎

一、法務委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は昨二十日これを承認した。

国政調査承認要求書

- 一、調査の事項
- 一、裁判所の司法行政に関する事項
- 二、法務行政及び検察行政に関する事項
- 三、国内治安及び人権擁護に関する事項
- 二、調査の目的
- 裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政等の適正を期するため
- 三、調査の方法
- 小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
- 四、調査の期間
- 本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めらる。

昭和六十年十一月二十日

法務委員長 片岡 清一
衆議院議長 坂田 道太殿

(質問書提出)

一、去る十六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

抗ガン剤(免疫療法剤)に関する質問主意書(草川昭三君提出)

(答弁書受領)

一、去る十九日、内閣から次の答弁書を受領した。衆議院議員松浦利尚君提出原子力平和利用三原則中の「公開の原則」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員草川昭三君提出自動車損害賠償責任保険に関する質問に対する答弁書

衆議院議員瀬長亀次郎君提出六十年産さとうきび生産者価格等に関する質問に対する答弁書

朗読を省略した議長の報告

原子力平和利用三原則中の「公開の原則」に関する質問主意書

提出者 松浦 利尚

衆議院議長 坂田 道太殿
原子力平和利用三原則中の「公開の原則」に関する質問主意書

一 原子力基本法第二条(基本方針)に規定されている「公開の原則」は、昭和二十九年四月の日本学術会議の「原子力の研究と利用」に示され、民主主義、自主の原則を要求する「声明」に示され、これが基本法に取り入れられたものとされている。

この声明においては、「わが国において原子兵器に関する研究を行わないのは勿論、外国の原子兵器と関連する一切の研究を行つてはならないとの固い決意をもつている。われわれは、この精神を保障するための原則として、まず原子力の研究と利用に関する一切の情報が完全に公開され、国民に周知されることを要求する。この公開の原則は、そもそも科学技術の研究が自由に健全な発達をとげるため欠くことのできないものである」と述べられている。

更に日本学術会議は、昭和四十九年六月、「ふたたび原子力平和利用三原則」についての勧告において、「最近の全般的な環境汚染と関連して、国民の健康と安全を守ることがますます重要になつてきている。従つて企業機密に名をかりて、必要な資料の提供を拒否することは、絶対に許されない」と主張している。

右の平和利用の限定と環境保全・安全確保の両面から、原子力の研究・開発、利用に関する情報、資料を公開すべしとする主張に対する政府の現在の見解を明らかにされたい。

二 公開の原則、特に安全問題からみた公開の原則と企業秘密との関係については、国会では次のような意見又は答弁が述べられている。

「原子力技術の現状が日本中の科学者に公平に公開されれば、現在の技術では、ここまで安全だということがわかる。公開の原則はこの意味をもつている。それが秘密にされたのでは、どうしても一方の側の意見を聞けということとどまる」(昭和四十八年五月九日、衆議院科学技術振興対策特別委員会 中島参考人)

「国益上の秘密というのは、むしろ時間の問題で、国益上公開を待つてほしいということはあると思うが、そうでない限りは国益の問題は機密に属しない」(昭和五十二年四月十九日、衆議院科学技術振興対策特別委員会 有澤参考人)

「企業秘密のゆえをもつて安全性を犠牲にするわけにはいかない」(昭和五十四年二月二十二日、衆議院科学技術振興対策特別委員会 大平内閣総理大臣)

「公開の大原則は官民を問わず順守すべきものである。企業秘密の名のもとに、いたずらに公開を拒むことのないよう十分に指導する」(昭和五十四年五月三十日、衆議院科学技術振興対策特別委員会 大平内閣総理大臣)

「原子力の利用についての三原則があるから財産権の侵害あるいは核拡散にならないような範囲内において、できるだけ公開したい」(昭和五十五年十月二十一日、衆議院科学技術委員会 中川科学技術庁長官)

右の意見又は答弁に照らし、安全確保の前に企業秘密、商業機密はあり得ないと考へるが、どうか。

仮に一部の情報、資料については、安全問題に関係があつても秘密を要するものがあり得るとするならば、その範囲、限界線を示されたらどうか。

三 原子力基本法の精神及び政府の国会答弁等からみて、原子力関係の研究開発、利用施設のうち核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく安全審査の対象となるもの

については、少なくとも安全審査の際の提出資料はすべて公開されるべきものと考えらるが、どうか。

四 商業発電用原子炉の場合、「安全審査関係の資料は、外国からの技術導入契約に基づいて秘密保持が義務づけられている商業機密を除き、ほとんどを公開している。その商業機密の部分を除くだけ少なくするよう設置者を指導しており、最近では非常に少なくなつてきている」むねの答弁(昭和五十二年四月十九日、衆議院科学技術振興対策特別委員会 牧村原子力安全局長)がある。

この実績について、原子炉ごとの実例をあげ、公開資料と非公開資料の件数内訳の推移を示すとともに、今後の公開に関する基本方針を示されたい。

五 商業用原子炉以外の原子力施設について、安全審査関係の資料のうち公開されたもの、外国との技術提携契約に基づいて公開されたもの、別の理由で公開されたもの、それぞれの場合の内訳を、主要な実例をあげて示すとともに、今後の公開に関する基本方針を示されたい。

六 いわゆる核ジャック等を予防するための核物質防護対策については、核物質防護措置の内容を秘密にしてはじめて有効なものであるが、公開の原則は適用されないという意見があるが、これに対する政府の見解を示されたい。

一方、核物質防護に名をかりて、安全問題に関係する情報、資料を秘密にすることは許されないし、また核物質防護措置以外についてはすべて公開されるべきものと考えらるが、どうか。右質問する。

内閣衆質一〇三第一号
昭和六十年十一月十九日
内閣総理大臣 中曾根康弘
衆議院議長 坂田 道太殿

衆議院議員松浦利尚君提出原子力平和利用三原則中の「公開の原則」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員松浦利尚君提出原子力平和利用三原則中の「公開の原則」に関する質問に対する答弁書

一について

平和の目的に限り原子力の研究、開発及び利用(以下「原子力利用」という。)を進めるといふ観点から、原子力利用の成果を公開することが重要であることはもろろんのこと、原子力の安全性について国民の理解を得る原子力利用を進めるといふ観点からも、原子力利用の成果を公開していくことは重要であると考へる。

二について

原子力利用の成果を公開するに当たっては、財産権の保護、核不拡散等の観点から、ノウハウ等の商業機密、核不拡散上機微な情報等については、慎重に対処する必要がある。しかしながら、商業機密等に名を借りていたがらに非公開とすることは避けるべきであり、政府としては、このようなことのないよう十分指導していく所存である。

三について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十六号)に基づき原子力施設の設置許可等に係る安全審査の際に提出される申請書及びその添付書類(以下「申請書等」という。)については、商業機密等に関する部分を除き、できるだけ公開していくことが重要であると考へる。現在、右の安全審査の際に提出される申請書等が非公開としてい

四について

昭和五十五年以降における実用発電用原子炉の設置の許可(変更の許可を含む。)の件数及び

昭和六十年十一月二十一日 衆議院会議録第六号

び当該許可に係る申請書等の公開の状況は、別表のとおりであり、非公開の箇所は型の異なる燃料集合体の共存性に関する資料の一部等いずれも商業機密に関するものである。

また、申請書等については、今後とも、商業機密等に関するものを除き、できるだけ公開していく方針である。

五について

昭和五十五年以降における実用発電用原子炉以外の主要な原子力施設に関する許可又は承認に係る申請書等の公開の実績をみると、原子炉の設置の許可又は承認(変更の許可又は承認を含む。)については、新型転換炉ふげん発電所、高速増殖炉もんじゅ発電所に係るものなど合わせて三十一件の許可又は承認を行つてい

六について

核物質防護に係る機微な情報等については、非公開とせざるを得ない。しかしながら、核物質防護に名を借りていたがらに非公開とすることは避けるべきであり、政府としては、このよう

なお、原子力利用の成果は、一について及び二についてにおいて述べた考え方に従い公開していくことが重要であると考へる。

右答弁する。

朗読を省略した議長長の報告

別表

年 度	設置(変更)の許可の件数	公開の箇所を含むものの件数
昭和五十五年度	十八件	九州電力株式会社川内原子力発電所原子炉設置変更許可(二号原子炉の増設)等 三件
昭和五十六年度	十二件	関西電力株式会社高浜発電所原子炉設置変更許可(二号、三号、四号原子炉施設の変更)等 二件
昭和五十七年度	十一件	関西電力株式会社大飯発電所原子炉設置変更許可(二号及び三号原子炉施設の変更) 一件
昭和五十八年度	十一件	なし
昭和五十九年度	八件	なし
昭和六十年	三件	なし

自動車損害賠償責任保険に関する質問主意書 右の質問主意書提出する。

昭和六十年十一月二日

提出者 草川 昭三

衆議院議員 坂田 道太殿

自動車損害賠償責任保険に関する質問主意書

私は、第九十五回国会より繰り返し自賠責保険(自動車損害賠償責任保険)の諸問題について政府の見解を求めているが、納得できる解答を得ない。再度多くの自動車等運転者から不満を寄せられている次の事項について、政府の見解を求める。

一 前国会において、自賠責保険加入者が負担する保険料(営業保険料)の内、純保険料と付加保険料の内訳を確認し、その中で、原動機付自転車の営業保険料八千円(一年契約)に占める純保険料が三千三百三十円(四一・六パーセント)で

つ、包装紙代込みでなければ販売しない制度という制度として、正に欠陥と言わざるを得ないものである。この点についても、納得できる解答を得られず、多くの利用者から強い不満の声が寄せられている。この点について、自賠責審議会に諮るなど、是正を検討する考えはないか、再度見解を求める。

二 自動車保険(任意保険)においては、普通乗用車の保険契約者に対し原動機付自転車についても合わせて契約を行う制度、いわゆるミニバイク特約制度が一般化している。これは、普通自動車と原動機付自転車を別々に保険加入するよりも保険料が割安となり、四輪とミニバイクを併用している世帯が増加している実態にマッチした、歓迎すべきものと考えられる。自賠責保険についても、普通乗用車と原動機付自転車を一体化した契約制度を設けることにより、付加保険料の二重負担を解消することが可能と考へるが、これについての見解を伺いたい。

三 自賠責保険制度の運営を図る上で、医療費適正化が緊急課題であることを度々指摘してきた

昭和六十年十一月二十一日 衆議院會議録第六号

が、正に自賠責保険制度の経済的破綻を回避する
ために、是が非でも実現しなければならぬ
問題である。自賠責審議会の昭和四十四年答申
において指摘されて以後、いまだ対応がなされ
ていないまま保険料の大幅値上げを行うなど、
行政の責任は極めて大きいと言わざるを得ない。
医療費適正化について、検討の進捗状況と
見通しを具体的に明らかにされたい。

四 現在、損害保険会社及び農協共済における自
賠責保険の運用益が課税対象とされており、昭
和五十八年度において千七百七十一億円の課税が
されている。自賠責保険制度はノロス・ノー
プロフィット制の大原則の下に運営するものと
されており、かつ被害者救済を主目的として国
が強制するという、極めて強い公共性を有する
ものであり、本来この運用益は非課税とされて
しかるべきものである。ましてや自賠責特別会
計の収支が赤字となり、国民に大幅な負担増を
強いている状況において、国民の理解を得られ
るものには到底あり得ないものと考へる。これ
の課税の撤廃について政府の見解を求めらる。

五 自賠責保険料及び自動車保険料(任意保険)に
ついて、火災保険料、生命保険料と同様に所得
控除の対象とすべきであるという要望が、この
ところ極めて強くなつてゐる。私が、かねがね
申し上げているように、自賠責保険は被害者救
済を主目的とした半社会保障制度的な国の制度
であり、その保険料は税金に準ずる性格のもの
である。従つて自賠責保険料は、火災保険料や
生命保険料に優先して所得控除の対象とすべき
である。

政府はこの際、自賠責保険料、自動車保険料
について所得控除の対象とし、加入者の経済的
負担の軽減と、任意保険加入促進を図るべきと
考へるが、これについて見解を伺いたい。

六 一部の損害保険会社において、自動車保険の
契約を加入希望者の年齢、事故歴、車両の種類
等によつては拒否をする、又は自社の代理店に

朗読を省略した議長長の報告

対し契約拒否の指導をしているという具体的事
例がある。保険業務の公共性からあつてはなら
ないことである。行政当局はこのような事実を
確認しているのか、併せて見解を伺いたい。
右質問する。

内閣衆質一〇三第六号
昭和六十年十一月十九日

衆議院議長 坂田 道太殿 中曾根康弘

衆議院議員草川昭三君提出自動車損害賠償責任
保険に関する質問に対し、別紙答弁書を送付す
る。

〔別紙〕

衆議院議員草川昭三君提出自動車損害賠償
責任保険に関する質問に対する答弁書

一について

自動車損害賠償責任保険(以下「自賠責保険」
という。)の保険料率の変更については、大蔵大
臣が自動車損害賠償責任保険審議会(以下「審議
会」という。)に諮つた上で認可しているところ
であるが、原動機付自転車のような純保険料の
額の低い車種については、昭和六十年六月七日
衆質一〇二第三号において述べたとおり、そ
の営業保険料に占める純保険料の割合が小さく
なるのは、やむを得ないと考へる。

二について

自賠責保険は、その契約が車両単位で強制さ
れるものであることから、普通乗用車、原動機
付自転車等を一体化した契約制度を広く利用され
るような形で自賠責保険を導入することは、困
難ではないかと考へる。

三について

自賠責保険に係る医療費については、自動車
保険料率算定会(以下「算定会」という。)におけ
る調査を充実する等、従来から、その支払の適
正化に努めているところである。
なお、昭和五十九年十二月十九日の審議会答

申の趣旨を踏まえ、本年一月から、算定会及び
損害保険会社において、医療費調査担当者に対
する研修を強化するとともに、医療費調査担当
者数の増員を行つており、また、算定会及び社
団法人日本損害保険協会において、交通事故医
療に関する調査、研究を強化するとともに、社
団法人日本医師会の協力を得つつ責任保険につ
いての診療報酬基準案の作成作業を進める等、
医療費適正化のために多大の努力がなされてい
ると承知している。

四について

自賠責保険及び自動車損害賠償責任共済(以
下「自賠責保険等」という。)は、長期的には収支
相償うような運営がされているとはいへ、その
運用の成果である運用益は損害保険会社等に帰
属しており、また、法人税の基本的な考え方か
らすれば、事業年度を単位として他の保険収支
等を含め当該損害保険会社等全体についての所
得計算を行うべきものであるから、自賠責保険
等に係る運用益のみを別異に扱い、これを非課
税とすることは適当でないと考へる。

五について

非業務用の自動車に係る自賠責保険の保険料
及び自動車保険料は、その自動車の保有に伴う
維持費の一種と考へられ、様々な国民の生活態
様の中からこのような特定の家計支出を抜き出
して税制上しん酌するにはおのずから限界があ
ること、租税特別措置の整理合理化が急務とさ
れていること等から、これらを所得控除の対象
とすることは適当でないと考へる。

六について

損害保険会社が、自動車保険等一般の保険の
引受けに当たつて、諸般の状況を考慮して危険
の選択を行うことは、保険契約者全体の利益の
ために当然必要であると考へる。
しかし、保険事業の性格上、損害保険会社が可
能な限り保険需要に応じることが必要であるこ
とから、損害保険業界においては、自動車対人賠

償保険プールを設ける等の努力を払い、業界全
体を通じて自動車保険の契約を拒否することが
多発しないよう措置していると承知している。
なお、一部の損害保険会社において、経営上
の必要性に基づき、自動車保険に係る営業を縮
減する等の観点から、自動車保険契約の引受け
に際し、契約者を厳しく選別することはあり得
るとしても、損害保険業界全体として自動車保
険の契約を拒否することは多発していないと承
知している。
右答弁する。

六十年産さとうきび生産者価格等に関する質
問主意書
提出者 瀬長亀次郎
衆議院議長 坂田 道太殿
六十年産さとうきび生産者価格等に関する
質問主意書

政府は十一月一日、六十年産さとうきび価格に
ついて、トン当たりの最低生産者価格を昨年より
百四十円引き上げ二万八百八十円とし、その一方で
生産奨励金を百四十円引き下げ、五百九十円とする
決定をした。

この結果、さとうきび生産農家の手取り価格
は、トン当たり二万四千四百七十円で、昨年に続い
て二年連続据え置かれ、さとうきび生産に必死の
努力をしている生産農家の期待を大きく裏切るも
のとなつた。

言うまでもなく、さとうきびは沖縄県及び鹿児島
高南西諸島における基幹作物であり、沖縄県にお
いては、その栽培面積が畑作全耕地面積の三分の
二、農業粗生産額では三分の一となり、県内約四
万四千の農家の八五パーセントがきび作に従事し
ているなど、沖縄県農業では重要な地位を占めて
いる。
今回の価格決定は、さとうきび生産農家の切実

な要求を全く無視したものであり、政府自ら「生産の振興を図る」として策定した第二次沖繩振興開発計画の趣旨とも矛盾し、基幹作物であるさとうきび生産に重大な打撃を与え、生産農家の経営と生活を一層悪化させるものである。

従つて、以下の点について質問したい。

一 さとうきび価格について、生産農家は「せめて生産費を償える、少なくともトン当たり二万六千円の最低生産者価格の実現を」とその引き上げを強く望んでいた。また、沖縄県議会ははじめ農業団体などは、価格決定に際して「再生産を十分確保できるよう設定してほしい」旨要請を行つてきた。

にもかかわらず政府は、六十年産さとうきびの生産農家手取り価格を据え置いた理由はなぜか、具体的に説明されたい。

また、農家手取り価格は、昭和五十六年から昭和五十九年の四年間にたつた六十円しか引き上げられておらず、経営費や物価の値上がりを考えれば事実上の引き下げと言つても過言ではない。

この点についても明確な理由を説明されたい。

二 さとうきび生産農家手取り価格は、昭和五十一年以降農林水産省が発表する生産費さえ大幅に下回つて決定されている。

例えば、五十九年産さとうきびでみると、農家手取り価格はトン当たり二万四千四百七十円であるが、これに対して農林水産省が公表したトン当たりの生産費は二万五千三百六十六円となつてゐる。つまりトン当たりの農家手取り価格は、生産費より三千八百四十六円もマイナスとなつてゐる。

これを生産農家全体でみると、沖縄県の昭和五十九年産のさとうきび生産実績は、百七十七万八千三百六十六トンなので、六十五億七千八百八十万円の手取り減になる。

1 農家手取り価格が、政府自ら公表した生産

費より大幅に下回つて決定されている状態が続いていることについて、納得のいく説明をされたい。

更に、生産費を割る価格で、政府が言うように「再生産を確保すること」を旨として、適正に決定したなどと言へるのか、明確に答えていただきたい。

2 生産農家は「これでは採算も合わなく生産意欲ももてない」、「肥料、農薬も制限せざるを得なく増産も困難だ」との卒直な意見を述べてゐる。

政府は、かかる生産農家の経営の困難な実情について、どのように認識してゐるのか。

3 生産農家ははじめ農業団体などは、政府が今回のさとうきび生産者価格決定で行つたような、最低生産者価格を百十円引き上げておきながら他方、生産出荷奨励金を百十円引き下げ、農家手取り価格を据え置くという操作をやめて、「奨励金」を最低生産者価格に織り込み、生産費を償えるように最低生産者価格を引き上げるべきだと要求してゐる。

これについての政府の見解を伺いたい。

三 政府は第二次沖繩振興開発計画で、「基幹作物であるさとうきびについては、国内甘味資源の確保を図る観点から生産性及び品質の向上を基本に生産の振興を図ることとし、収穫機の開発普及、優良品種の育成導入と健全種苗の普及、病害虫の防除等を積極的に推進する」と述べてゐる。

しかし、沖縄県におけるさとうきび作農業は、基盤整備の立ち後れ、台風、干ばつ、病害虫による被害が依然として重大な問題であり、肥料、農薬などの値上がりと相まつて一段と経営を圧迫する要因となつてゐる。

1 政府は、第二次沖繩振興開発計画でかかげた目標をどのように達成しようと考えてゐるのか、以下の事項について、計画内容及びその進捗状況並びに予算措置、目標達成の見通

しを明らかにされたい。

イ 水資源の確保、かんがい排水路及びばら場、農道等の土地盤整備

ロ さとうきび収穫作業の機械化の促進

ハ 優良品種の育成導入と健全種苗の普及

ニ 病害虫防除対策

ホ 試験研究機関の拡充・強化

2 政府は「臨調行革」、「財政再建」と言いながら、軍費だけは突出させ、他方で生産者価格を低く抑え、生産者農家の経営に打撃を与えてゐる。

第二次沖繩振興開発計画でさとうきび作農業の振興を強調するならば、来年度以降、さとうきび作農業の振興に係る予算を大幅に増額すべきだと思ふがどうか。そのための予算措置をどのように講じるつもりか。

右質問する。

内閣衆質一〇三第八号
昭和六十年十一月十九日
内閣総理大臣 中曾根康弘
衆議院議長 坂田 道太殿

衆議院議員瀬長亀次郎君提出六十年産さとうきび生産者価格等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員瀬長亀次郎君提出六十年産さとうきび生産者価格等に関する質問に対する答弁書

一及び二について
さとうきびの最低生産者価格については、砂糖の価格安定等に関する法律(昭和四十年法律第九号)により、農業パリティ指数に基づき算出される価格を基準とし、さとうきびの生産費、競合農作物の状況、物価その他の経済事情を参酌し、さとうきびの再生産を確保することを旨として決定することとされてゐる。昭和六十年産のさとうきびについても、砂糖の需給事

情、生産農家の経営等を総合的に勘案して、最低生産者価格を適正に決定し、これに奨励金を加えることにより、農家所得の確保に努めるところである。

三の1について
沖縄県におけるさとうきび作農業については、農業基盤の整備、高効率収穫作業機械の導入、高糖度で耐病性に優れた新品種の育成・導入と健全種苗の普及、病害虫総合防除対策事業等による病害虫の防除、沖縄県農業試験場に対する助成等の措置を鋭意講じているところであり、第二次沖繩振興開発計画の趣旨を踏まえて、これらの着実な実施に努めてまいりたい。

三の2について
さとうきびは沖縄県農業の基幹作物であり、適切な諸施策を引き続き講じていく必要があると考えており、昭和六十一年度予算編成においても、所要の予算の確保に努めてまいりたい。

右答弁する。

一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の社債発行限度に関する特例法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。
昭和六十年十月二十八日
内閣総理大臣 中曾根康弘

一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の社債発行限度に関する特例法の一部を改正する法律

一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の社債発行限度に関する特例法(昭和五十一年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

一 一般電気事業会社の社債発行限度に関する特例法

一〇九

昭和六十年十一月二十一日 衆議院會議録第六号 一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の社債発行限度に関する特例法の一部を改正する法律案及び同報告書

第一条中「及びガス」及び「及び一般ガス事業会社」を削り、「これらの会社」を「一般電気事業会社」に改める。

第二条中「又は一般ガス事業会社」を「又は一般ガス事業者であつて会社であるものをいう。以下同じ。」を削り、「電気事業法第三十九条ただし書又は商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百九十七条」を「当分の間、電気事業法第三十九条ただし書」に改め、ただし書を次のように改める。

ただし、社債の総額は、資本及び準備金の総額又は最終の貸借対照表により一般電気事業会社に現存する純資産額のいずれか少ない額の六倍を超えてはならない。

第三条中「又は一般ガス事業者」を「又は商法第二百九十七条及び「又はガス」を削る。

第四条中「三十万円」を「百万円」に改める。

附則第二項及び第三項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

附則 (施行期日) 1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置) 2 改正前の一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の社債発行限度に関する特例法第二条に規定する一般ガス事業者の社債の募集については、昭和六十一年三月三十一日までは、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

今後当分の間大幅に増大する見通しにある一般電気事業会社の設備投資のための資金需要に対処し、電気の安定供給の確保を図るため、一般電気

事業会社の社債発行限度の特例措置を当分の間継続するとともに、その社債発行限度額を商法の社債発行限度額の六倍に引き上げることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

一 議案の要旨及び目的 一般電気事業会社及び一般ガス事業者の社債発行限度に関する特例法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

本案は、今後当分の間大幅に増大する見通しにある一般電気事業者の設備投資のための資金需要に対処し、電気の安定供給の確保を図るため、一般電気事業者の社債発行限度の特例措置を当分の間継続するとともに、その社債発行限度額を商法の社債発行限度額の六倍に引き上げる等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 題名の改正 法律の題名を「一般電気事業者の社債発行限度に関する特例法」に改める。

2 一般ガス事業者に関する規定の削除 一般ガス事業者の社債発行限度に関する特例を廃止する。

3 社債発行限度の特例の改正 一般電気事業者の社債発行限度額を、当分の間、資本及び準備金の総額又は純資産額のいずれか少ない額の六倍を超えない範囲内とすることに改める。

4 その他 罰則の過料の額を引き上げるとともに、法律の失効及び失効後の経過措置に関する規定を削除する。

5 施行期日 この法律は、公布の日から施行する。

6 経過措置 一般ガス事業者の社債の募集について

は、昭和六十一年三月三十一日までは、なお従前の例による。この法律の施行前にした行為及びなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

二 議案の可決理由

本案は、一般電気事業者の設備投資のための資金需要に対処し、電気の安定供給の確保を図るための措置として、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。右報告する。

昭和六十一年十一月十五日 商工委員長 粕谷 茂 衆議院議長 坂田 道太殿

衆議院會議録第四号中正誤
ヘシ 段行 誤 正
△ 食品等安全性 食品等の安全性
△ 政策委員 政府委員
△ 訓練を 訓練は

発行所 東京郵便区尾ノ門三丁目二番四号 大蔵省印刷局 電話 東京 五三二(六代) 定価一部 一一〇円

明治二十五年三月三十一日 第三種郵便物認可